

# 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社団法人日本医療社会事業協会(以下「当協会」という)が有する会員の個人情報につき、適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。

### (定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1)個人情報

生存する会員個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)

#### (2)会員本人

個人情報によって識別される特定の会員個人

#### (3)従業者

当協会の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者(理事、監事を含む)

#### (4)個人情報保護コンプライアンス・プログラム

当協会が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、監査及び見直しを含む当協会内のしくみのすべて

#### (5)個人情報保護管理者

会長より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者

#### (6)監査責任者

会長より任命された者であって、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者

#### (7)利用

当協会内において個人情報を処理すること

#### (8)提供

当協会以外の者に、当協会の保有する個人情報を利用可能にすること

### (適用範囲)

第3条 本規程は、当協会の従業者に対して適用する。

- 2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

## 第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

- 第4条 個人情報の取得は、当協会と会員本人との事務連絡及び会員に対するアンケート調査等の目的のために必要な限度においてのみ行うものとする。
- 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとし、原則として会員本人の申告によるものとする。

(会員本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

- 第5条 会員本人から直接に個人情報を取得する場合は、会員本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、会員本人の同意を得るものとする。
- (1) 個人情報保護管理者の氏名及び連絡先
  - (2) 個人情報の取得及び利用の目的
  - (3) 個人情報を与えることが、会員本人の任意であること
  - (4) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正または削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための具体的な手続き
  - (5) 個人情報が協会ニュース及び会員名簿に掲載される旨並びに協会ニュース及び会員名簿が全会員に配布されること。

## 第3章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

- 第6条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

## 第4章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

- 第7条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

- 第8条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第5条第1号ないし第4号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって会員本人に通知し、事前の会員本人の同意を得るものとする。
- 2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために会員本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

- 第9条 個人情報を関係団体との間で共同利用する場合は、個人情報保護管理者の

承認を得るものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

第 10 条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

## 第 5 章 個人情報第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

- 第 11 条 個人情報は、事前に会員本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、第 5 条第 1 号ないし第 4 号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、会員本人の同意を得るものとする。
  - 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。
  - 4 協会ニュース及び会員名簿を配布する場合には、全会員に対し、他の会員の個人情報の利用を禁止する旨並びに会員が医療社会事業に関する調査研究のため会員名簿を利用しようとする場合には、当協会の許可を要する旨を告知するものとする。

## 第 6 章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

- 第 12 条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。
- 2 前項の目的のために定期的に全会員に対し、会員本人の個人情報を通知して確認を求めるものとする。

(個人情報の安全管理対策)

- 第 13 条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど)に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

## 第 7 章 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

(自己情報に関する権利)

- 第 14 条 会員本人から自己の情報について開示を求められた場合は合理的な期間内にこれに応じるものとする。
- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で他の会員に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用または提供の拒否)

第 15 条 会員本人から自己の情報について利用または第三者の提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。但し、法令に基づく場合は、この限りでない。

## 第 8 章 個人情報の消去・廃棄

第 16 条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

## 第 9 章 組織及び体制

- 第 17 条 会長は、理事の中から個人情報保護管理者 1 名(原則として組織部長)を任命し、当協会内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、会長の指示及び本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規定の整備、安全対策の実施等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底等の措置を実践する責任を負うものとする。
  - 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐を行う者を任命することができるものとする。

(作業責任者)

第 18 条 個人情報保護管理者は、個人情報を取扱う作業が行なわれるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。

(監査)

- 第 19 条 会長は、監査責任者を任命し、当協会における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき、監査を行わせることができる。
- 2 監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、会長に対して報告を行うものとする。
  - 3 会長は、当協会における個人情報の管理につき個人情報コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。

(報告義務)

- 第 20 条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実または違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、会長に報告し、かつ、関係者に適切な処置を行

うよう指示するものとする。

(苦情及び相談)

第 21 条 会長は、相談窓口を設置し、個人情報保管管理者に個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関する会員本人からの苦情及び相談を受け付けさせて対応するものとする。

## 第 10 章 雑則

(見直し)

第 22 条 会長は、監査報告書及びその他当協会の運営環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、必要に応じて、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。

(運用細則)

第 23 条 会長及び個人情報保護管理者は、理事会の承認を得たうえで本規程の運用のために必要な細則を定めることができる。

附則

1 . この規則は、2005年 2月 6日制定し、同日から施行する。